

有事の場合における新型コロナウイルス感染症等
死亡者の災害時遺体搬送マニュアル
(第 1 版)



一般社団法人 **全国霊柩自動車協会**

(企画：災害時対策委員会)

令和 3 年 9 月 2 9 日作成

はじめに

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部 防災課長及び厚生労働省健康局結核感染症課長の三者連名により、避難所における新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応についての通知や事務連絡が発出されている。

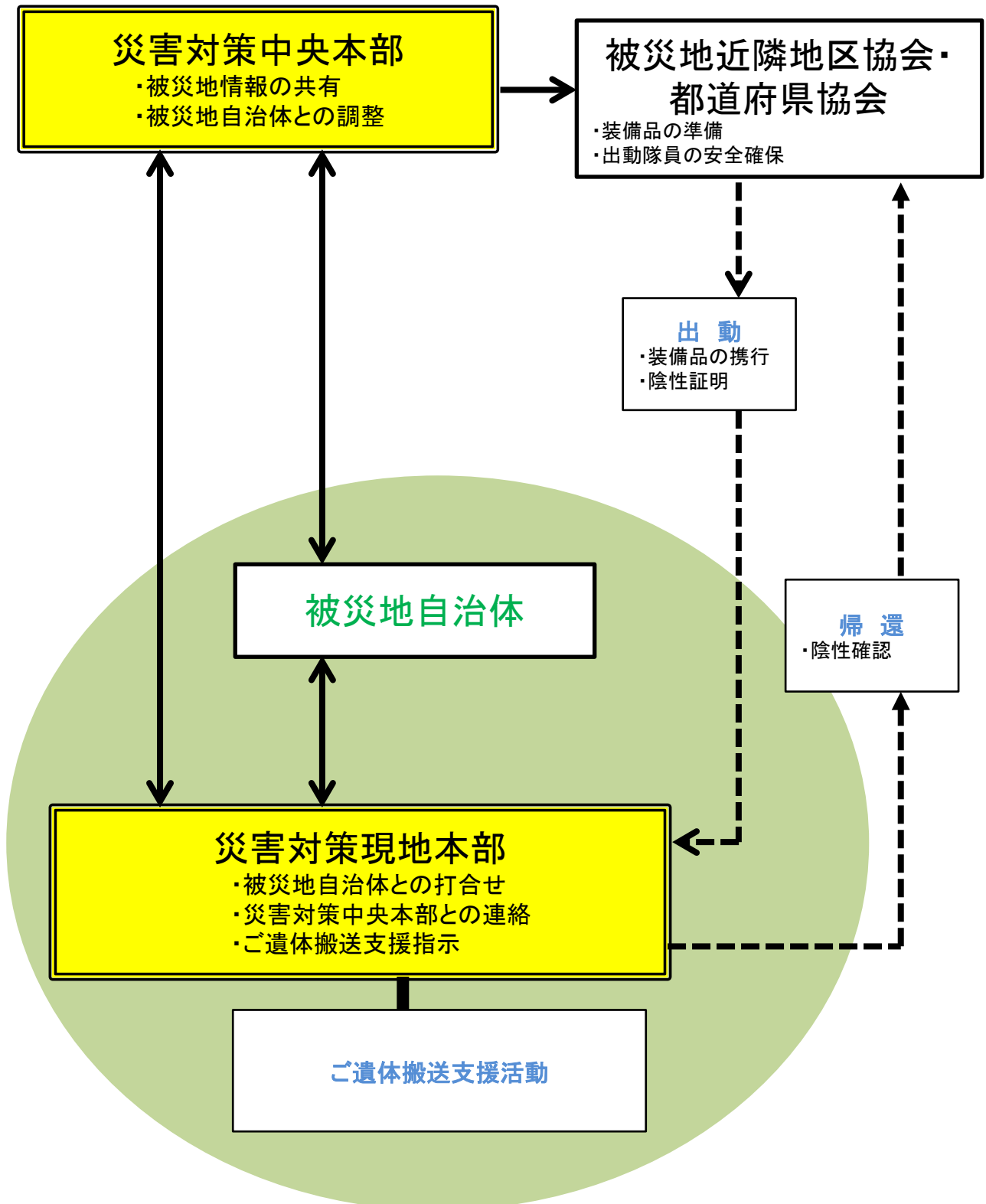
また、例年梅雨の夏時に避難所の開設を要する災害事案の発生が多く、新型コロナウイルス感染症の流行下において、これまでの3密が避けられない避難所運営では、感染拡大を招く恐れが危惧された。

さらに防災基本計画が修正され、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の検討、実施に関する内容が新規に追加された。

そのため、全国霊柩自動車協会災害時対策委員会にて「有事の場合における新型コロナウイルス感染症等死亡者の災害時遺体搬送マニュアル」を作成する事とした。

本マニュアルは、災害時における新型コロナウイルス感染症等死亡者の搬送従事者の安全安心な取扱いを目的とし、平時の事前準備に加え、新型コロナウイルス感染症の流行下における災害に対する備えや、新型コロナウイルス感染症死亡者の遺体搬送における注意点につき記載したものである。

有事の場合における新型コロナウイルス感染症等 死亡者の災害時遺体搬送＜行動スキーム＞



有事の場合における新型コロナウイルス感染症等 死亡者の災害時遺体搬送マニュアル＜概要＞

☆：：事前準備について

1. 緊急通行車両等の事前届出制度の活用
2. 出動要請に関する自治体との確認事項
 - (1) 他都道府県からの出動隊の支援受入れについて
 - (2) 出動隊員の陰性証明について
 - (3) ご遺体の感染症検査等の実施について
 - (4) 感染症陽性のご遺体の非透過性納体袋への収納及び棺への納棺状況について
 - (5) ご遺体搬送支援における活動について

☆：：装備品等について（遺体搬送車両へ事前積み込み）

- (1) 携行必須の装備品について
- (2) 準備できれば携行することを推奨する装備品について
- (3) 状況に応じた特殊な装備品について

☆：：ご遺体搬送支援における感染予防対策の実施について

1. 出動隊員が災害対策現地本部到着後について
 - (1) 災害対策現地本部への報告について
 - (2) 災害対策現地本部での着替えについて
2. ご遺体搬送について
 - (1) 出庫時の出動隊員の健康管理について
 - (2) 搬送依頼があったご遺体について
 - (3) 搬送経路について
 - (4) 同乗者について

- (5) 火葬後のご遺骨やご遺族の搬送について
- (6) 防護服等の脱衣について
- (7) 帰庫後の出動隊員について

3. 遺体安置所

- (1) ご遺体が感染症の陽性である場合の検視検案所からの遺体安置所への搬送について
- (2) ご遺体の感染状況について
- (3) ご遺族との接触について

☆：：ご遺体搬送支援期間が終了し、帰還する出動隊について

- (1) 出動隊員の感染の有無について
- (2) 車両の洗浄・除菌について

☆：：事前準備について

1. 緊急通行車両等の事前届出制度の活用

緊急通行車両又は規制除外車両に該当し、所定の要件を満たす車両については、事前に届出をすることができます。事前届出は、緊急通行車両、規制除外車両に該当する車両についてあらかじめ審査を受けておくことで、災害発生後の混乱した状況でもスムーズに標章の交付を受けることができる制度です。

2. 出動要請に関する自治体との確認事項

出動隊が災害対策現地本部へ出動し、ご遺体搬送支援を行うにあたっては、出動隊員の安全確保等について、以下を自治体と確認しておくことが必要である。

(1) 他都道府県からの出動隊の支援受入れについて

被災地に緊急事態宣言等が発令されている場合や、緊急事態宣言等が発令されている他都道府県からの出動隊が支援に出動できるかどうか確認する。

(2) 出動隊員の陰性証明について

出動隊員の陰性証明について、出動直前にPCR検査等を受け陰性証明書の持参や、ワクチン接種証明書を持参する必要があるか確認する。

(3) ご遺体の感染症検査等の実施について

感染症がまん延している中で、搬送要請があったご遺体について、確実な陰性証明がない場合は、PCR検査等を実施してもらえるか。ご遺体の感染症陰性が確認されない場合は、搬送しないことを確認する。

(4) 感染症陽性のご遺体の非透過性納体袋への収納及び棺への納棺状況について

感染症陽性のご遺体については、検視検案の終了後には非透過性納体袋に収納されているか。また、棺に納棺されているかを確認する。

(5) ご遺体搬送支援における活動について

ご遺体搬送支援にあたり、医療機関の状況（防護服等の着脱場所、霊柩車の駐車場所等）・ご遺体安置所の状況（ご遺族の待機等）や火葬場の状況（火葬能力等）など、各エリアでの活動をできる限り確認する。

☆：：装備品等について（遺体搬送車両へ事前積み込み）

有事の場合における新型コロナウイルス感染症等死亡者のご遺体搬送支援

にあたり、出動隊員の感染症予防対策については、出動隊ごと（都道府県協会又は地区協会単位）で装備品等を準備する。装備品等については、携行必須の装備品、準備できれば携行することを推奨する装備品、状況に応じた特殊な装備品と分けることとする。

(1) 携行必須の装備品について

除菌及び殺菌剤・ウェットティッシュ・納体ビニール（透明&黒色）・棺の目張り用テープ・防護服類（医療用短手袋、ロング手袋、短靴袋、ロング靴袋、医療用キャップ、ゴーグル、N95以上マスク、フェイスシールド、上衣密閉型防護服又はツナギ型防護服）・非接触型体温計・防護服類の廃棄袋・食料（飲料水・缶詰め・栄養補助食品等）・医薬品（災害対策現地本部滞在予定日数分より多く）

※ 特に防護類関係は余裕をもった数量を準備する

(2) 準備できれば携行することを推奨する装備品について

抗体キット・除菌消毒用オゾン発生機

(3) 状況に応じた特殊な装備品について

予備燃料タンク（鉄製20L以上）・空調機器（ストーブ、扇風機等）・防寒具

☆：：ご遺体搬送支援における感染予防対策の実施について

有事の場合における新型コロナウイルス感染症等死亡者のご遺体搬送支援について、災害対策現地本部においては、災害時であることも重なり普段と状況が大きく異なる。災害対策現地本部及び出動隊員の感染症予防対策を十分に行うためにも、自治体との打合せは綿密に行わなければならない。

また、出動隊員は、ご遺体の搬送について、現場の状況を確認し、十分な感染症予防対策に努めなければならない。

1. 出動隊員が災害対策現地本部到着後について

(1) 災害対策現地本部への報告について

出動隊員が災害対策現地本部に到着した際は、出動隊員及び車両の到着到着報告を行う。また、出動隊員全員の感染症陰性証明書及び出発前一週間程度の体温測定記録等を提示するとともに、各出動隊員の到着時の健康状態を報告する。

(2) 災害対策現地本部での着替えについて

出動隊員は、ご遺体搬送支援終了後の帰還時には、菌を持ち帰らないよう、出動時の服装で帰還することが望ましいことから、出動時の服装を厳

重に保管し、帰還時に着服することとする。

2. ご遺体搬送について

(1) 出庫時の出動隊員の健康管理について

出庫前には通常点呼に加え、体温測定及び記録、装備品のチェック等出動隊員の健康確認を十分に行う。

(2) 搬送依頼があったご遺体について

搬送依頼があったご遺体について、感染症陽性又はその疑いがあるご遺体は、非透過性納体袋に収納されていることを確認し棺に納棺後、棺を密封してから搬送する。感染症陽性又はその疑いがあるご遺体が、非透過性納体袋に収納されていない場合は、医療従事者等に非透過性納体袋への収納を依頼することとする。

(3) 搬送経路について

出動隊のご遺体搬送は、基本的には遺体安置所から火葬場までを搬送する。その他の搬送を依頼された場合は、災害対策現地本部長を交え、自治体担当者と交渉し、できるだけ遺体安置所から火葬場までの搬送を担当することとする。

(4) 同乗者について

ご遺体搬送の際には、通常であればご遺族の同乗を認めるが、感染症がまん延している状況では、濃厚接触者である可能性が高いご遺族を同乗させない。ご遺族及び自治体関係者は、別車両で随行するよう求める。

(5) 火葬後のご遺骨やご遺族の搬送について

火葬後のご遺骨やご遺族の搬送については、霊柩自動車での搬送は断ることとし、タクシーや自治体の車両等の利用を求める。

(6) 防護服等の脱衣について

ご遺体の霊柩車への積載が終了し、病院等からの搬送をする場合は、病院・医療関係者の指示に従い、病棟を離れる時又は病院敷地を出る時に、速やかに防護服等を脱ぎ、二重にしたゴミ袋等に入れ、指定のごみ箱等に廃棄する。同時に手指等の消毒を丁寧に行う。

(7) 帰庫後の出動隊員について

帰庫後は車両の除菌を十分行い、次の搬送に備える。災害対策現地本部に帰還後は、運転日報（運転記録）を記載、道路状況を報告し、帰庫点呼を受けた後所定の場所で休憩、次回の搬送まで待機する。体調に違和感を覚えた時は、その旨を災害対策現地本部担当者に報告し、担当者からの指示を受け、医師の受診が必要な場合は、自治体関係者に相談し早急を受診する。

※ 1 ご遺体が明らかに感染症陰性の場合

感染症がまん延している中では、ご遺体が明らかに感染症陰性であっても、感染予防対策（防護服等の着服）を怠らない。

ただし、現場の状況（医療従事者の服装等）に応じて、防護服の必要がない場合もあるので注意が必要となる。

※ 2 感染症陽性のご遺体が多数である場合

専用車両と専門の隊員を事業者との合意の上で編成する。

3. 遺体安置所

- (1) ご遺体が感染症の陽性である場合の検視検案所からの遺体安置所への搬送について

検視検案所から遺体安置所へのご遺体搬送は、医療従事者又は自衛隊等が搬送するよう要請する。

- (2) ご遺体の感染状況について

ご遺体が感染症の陽性である場合又はその疑いがある場合は、医療従事者又は自衛隊等が、非透過性納体袋に収納すること、及び納棺作業を要請する。

- (3) ご遺族との接触について

災害対策現地本部長は、ご遺体が感染症の陽性である場合、ご遺族は濃厚接触者となる可能性が高いので、ご遺体搬送従事者と接触しないよう自治体関係者に要請する。

☆：：ご遺体搬送支援期間が終了し、帰還する出動隊について

ご遺体搬送支援中は、防護服の着用や手指消毒の実施等細心の注意を払い、感染予防を続け搬送業務を遂行する。ご遺体搬送支援が終了し各出動隊が地元へ帰還する際には、体調確認を行うとともに菌を持ち帰らないようにしなければならない。

- (1) 出動隊員の感染の有無について

出動隊員は帰還する前に、PCR検査等を受け、感染していないことを確認する。もしも感染している場合は、自治体関係者に治療の相談をし、完治した後帰還する。

- (2) 車両の洗浄・除菌について

帰還する前には、菌を持ち帰らないよう通常より丁寧に車両を洗浄・除菌する。

※ 厳守事項について（特にご注意ください）

☆：：ご遺体搬送支援における感染予防対策の実施について

1. 出動隊員が災害現地対策本部到着後について

(2) 災害対策現地本部での着替えについて

出動隊員は、ご遺体搬送支援終了後の帰還時には、菌を持ち帰らないよう、出動時の服装で帰還することが望ましいことから、出動時の服装を厳重に保管し、帰還時に着服することとする。

2. ご遺体搬送について

(4) 同乗者について

ご遺体搬送の際には、通常であればご遺族の同乗を認めるが、感染症がまん延している状況では、濃厚接触者である可能性が高いご遺族を同乗させない。ご遺族及び自治体関係者は、別車両で随行するよう求める。

※ ご遺体が明らかに感染症陰性の場合

感染症がまん延している中では、ご遺体が明らかに感染症陰性であっても、感染予防対策（防護服等の着服）を怠らない。

ただし、現場の状況（医療従事者の服装等）に応じて、防護服の必要がない場合もあるので注意が必要となる。

☆：：ご遺体搬送支援期間が終了し、帰還する出動隊について

(1) 出動隊員の感染の有無について

出動隊員は帰還する前に、PCR検査等を受け、感染していないことを確認する。もしも感染している場合は、自治体関係者に治療の相談をし、完治した後帰還する。

(2) 車両の洗浄・除菌について

帰還する前には、菌を持ち帰らないよう通常より丁寧に車両を洗浄・除菌する

令和 3 年 9 月 15 日現在「コロナウイルス感染症 推移」は下記の通りです

※令和 2 年 5 月 4 日 時点

☆令和 3 年 9 月 15 日 時点

☆日本新規感染確認者＝ 6, 803 人

※日本累計感染確認者＝15, 057 人

☆日本累計感染確認者＝1, 658, 465 人(110 倍)

※日本感染確認死亡者＝510 人

☆日本感染確認死亡者＝16, 982 人(33 倍)

(※ I)

T O K Y O 2 0 2 0 東京オリンピック開会式から 1 週間、全国の感染者が 1 万人を超え過去最多を更新。政府は、東京・沖縄に加え神奈川・千葉・埼玉・大阪に緊急事態宣言を 8 月 2 日より発出した。また、まん延防止等重点措置を 8 月 2 日より北海道・石川・兵庫・京都・福岡に適用、いずれも 8 月 3 1 日まで適用する。さらに、当初のウイルスと比べて感染力や病原性が増加していると思われる変異型が複数誕生した。

さらに 最新の緊急事態宣言などは 下記の通りである

新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言	
緊急事態宣言の実施期間	緊急事態宣言の実施区域
令和3年5月23日から令和3年9月30日まで	沖縄県
令和3年7月12日から令和3年9月30日まで	東京都
令和3年8月2日から令和3年9月30日まで	埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府
令和3年8月20日から令和3年9月30日まで	茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県
令和3年8月27日から令和3年9月30日まで	北海道、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、広島県
まん延防止等重点措置	
まん延防止等重点措置の実施期間	まん延防止等重点措置の実施区域
令和3年8月2日から令和3年9月30日まで	石川県
令和3年8月8日から令和3年9月30日まで	福島県、熊本県
令和3年8月20日から令和3年9月30日まで	香川県、鹿児島県
令和3年8月27日から令和3年9月30日まで	宮崎県
令和3年9月13日から令和3年9月30日まで	宮城県、岡山県

(※ II)

WHOでは、感染力が強まり感染した際の重症度が上がる、それにワクチンの効果が下がるおそれがある変異ウイルスを「懸念される変異株＝VOC」に位置付け、4種類
①アルファ株・②ベータ株・③ガンマ株・④デルタ株

また、感染力やワクチンの効果などに影響を与える可能性がある変異ウイルスや、国や地域を越えて見つかった変異ウイルスなどを「注目すべき変異株＝VOI」として4種類 ⑤イータ株・⑥イオタ株・⑦カッパ株・⑧ラムダ株、一方 これまでVOIとされていた「イプシロン株」・「ゼータ株」・「シータ株」はVOIからは外れ一段階下の位置づけとなるとした。

(※Ⅲ)

：「参照資料」：

※Ⅰ 厚生労働省「データーからわかる 新型コロナウイルス感染症情報」

※Ⅱ 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策

※Ⅲ 厚労省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部